

大規模災害発生！
電車やバスが
動かない！
その時どうする？

三宮駅周辺地域帰宅困難者対策協議会の取り組み

三宮駅周辺地域の地元事業者等で構成される協議会において、「三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画」の策定を行うなどの取り組みを進めています。より詳しく知りたい場合は、本リーフレットの詳細「一斉帰宅抑制ガイドライン」をご覧ください。



<お問い合わせ先>

電話：0570-083-330または078-333-3330

メールフォームはこちら



神戸市お問い合わせセンター（年中無休8時～21時）

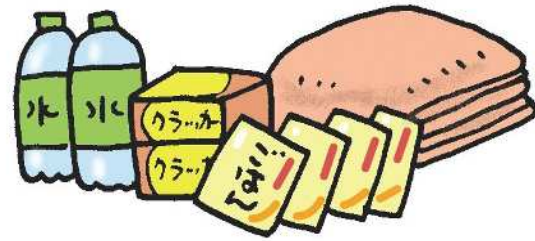
屋内待機にかかわる備蓄の目安

屋内待機のための備えは
3日分の備蓄が目安

①水は1人当たり1日3リットル、計9リットル

②主食（アルファ化米、クラッカーなど）は、
1人当たり1日3食、計9食

③毛布は1人当たり1枚



その他の品目については物資ごとに必要数を算定し、簡易トイレや衛生用品についても考慮しておきましょう。

情報入手手段と提供体制の準備

施設には、テレビ、ラジオ、インターネットに接続できるパソコン等を備えておくほか、災害に強い通信手段を確保しておきましょう。
入手した情報はできるだけ多くの人に提供できるようにしておきましょう。

【参考ホームページ】

防災情報（神戸市内の災害情報や各種防災情報へのリンクあり）

神戸市ホームページ
（緊急・災害情報）



交通情報（各交通機関のホームページ）



※ 災害状況により上記ホームページが利用できない場合があります。テレビ、ラジオ、防災スピーカー、広報車などからの情報や、その他の連絡手段（無線・衛星電話等）で確認しましょう。

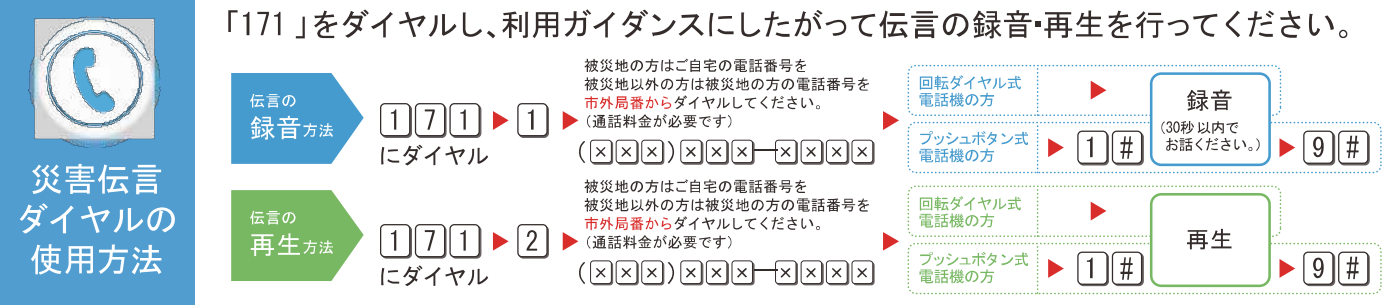
災害時、交通機関が
長時間ストップすると、
たくさんの帰宅困難者が
発生することが
予想されています

事業者のみなさまに
行って頂きたい

3つの
行動

安否確認手段

発災時に、従業員が安心して一斉帰宅の抑制や利用者保護を行うためには、従業員や家族の安否確認を円滑に行えることが大切です。発災時にはどのように従業員と連絡をとるか、また、従業員が家族の安否確認をどのように行うか、手段・手順を予め決めておきましょう。



混乱收拾後に徒歩帰宅する場合

- 大災害発生直後、十分な情報がないまま徒歩で帰宅するのは大変危険です。
- 混乱が收拾した後に帰宅開始の順序等を定めた帰宅ルールに基づき、帰宅を開始してください。
- 徒歩帰宅に備え、あらかじめ帰宅への経路を確認するとともに、歩きやすい靴などを職場に準備しておきましょう。
- 災害時には、協定を締結したコンビニエンスストアや外食事業者等が「水道水」「トイレ」「道路情報」を一時的に提供する「災害時帰宅支援ステーション」として利用できることを周知しましょう。



大規模な災害の発生時には「安全の確保」、
「正確な情報入手」のほか、特に帰宅困難者
対策としては「むやみに移動しない、
移動させない」という一斉帰宅抑制の徹底が
不可欠です。

- ①安全の確保
- ②正確な情報入手
- ③むやみに
移動しない
移動させない

電車やバスが動かない！ その時どうする？

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、首都圏において公共交通機関が長時間に渡り運行を停止したことにより、多くの帰宅困難者が発生し、大きな混乱へと発展しました。この出来事は、大都市が抱える新たな防災上の課題を顕在化させるきっかけとなりました。

6 駅が集中し、日乗降客数が約 70 万人である三宮駅周辺地域にとって、これは他人事ではありません。もし大災害が発生し公共交通機関が運行を停止した場合、中央区では約 20 万人の帰宅困難者の発生が想定されています。

公共交通機関の復旧までの間、従業員や施設を利用する大切なお客様の安全を確保する必要があります。そのための備えは十分に出来ていますか？



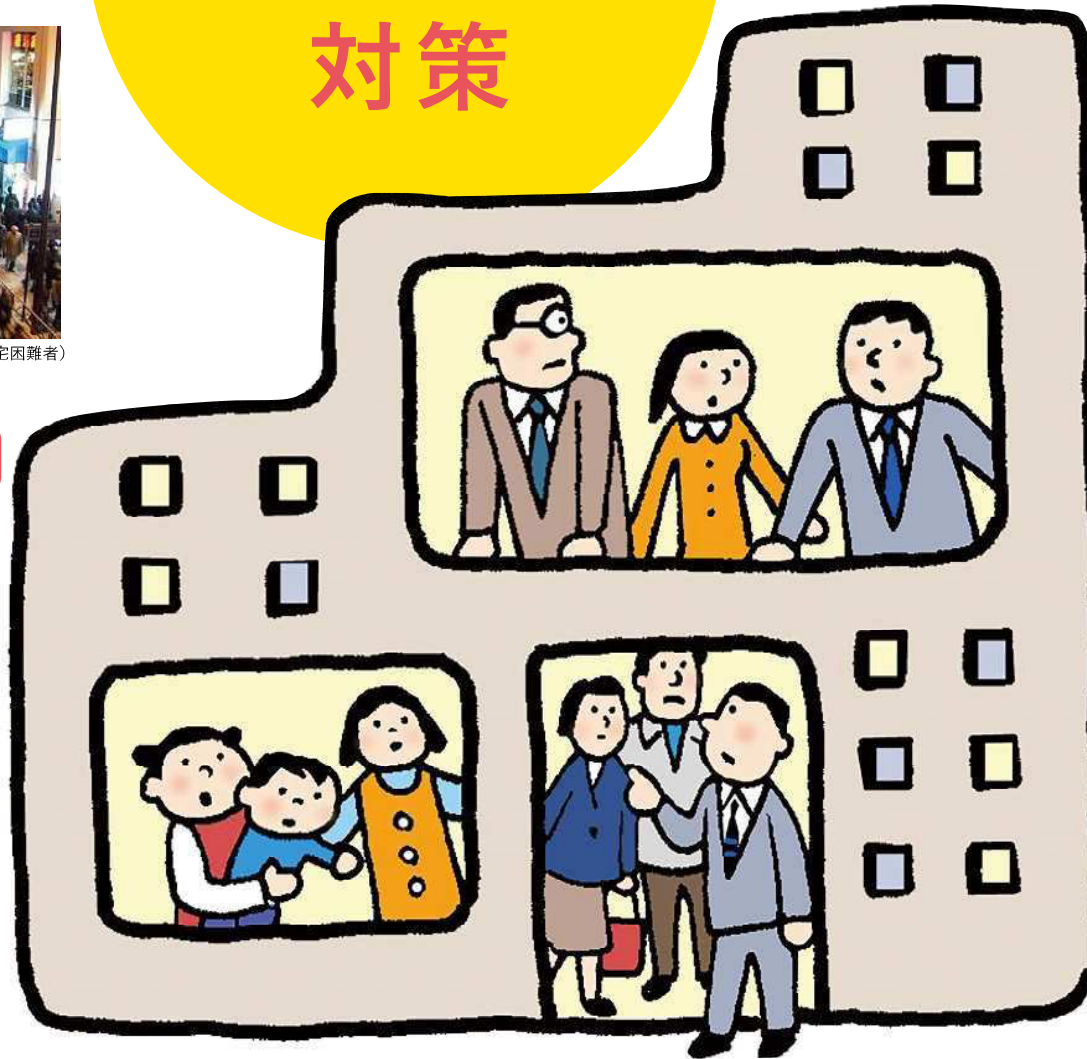
東日本大震災における状況（帰宅困難者の駅への集中）
出典：東京都帰宅困難者対策ハンドブック



東日本大震災における状況（歩道からあふれる帰宅困難者）
出典：東京都帰宅困難者対策ハンドブック

できることから
少しずつ

みんなで取組む 帰宅困難者 対策



事業者のみなさまに行って頂きたい「3つの行動」

- ①安全の確保
- ②正確な情報入手
- ③むやみに移動しない 移動させない

企業や学校では「従業員や学生の屋内待機」

日頃から従業員や学生に「安全な場所からむやみに移動しない」ことを周知し、災害発生時に施設の安全が確保できれば屋内に待機させましょう。

商業施設等では

「従業員の屋内待機」と「施設利用者の保護」

商業施設等は「共助」として、施設内での待機や安全な場所への誘導等、利用者を保護し、トイレの開放や情報の提供等、必要な措置を講じましょう。

なぜ帰宅困難者対策？

- 駅前などに多くの人々が集中する事による群集なだれのおそれがあります。
- 帰宅途上の建物火災や建物倒壊による負傷といった帰宅困難者が直接被る被害だけでなく、被災者の救助・救急といった災害応急活動が妨げられるといった二次災害も懸念されます。

一斉帰宅抑制に取り組むことで...

【事業者側の責務・メリット】

- 事業者として、従業員や施設を利用する大切なお客様の安全を確保する責務があります。
- 従業員が会社にとどまることで、帰宅困難者発生の抑制に寄与します。
- 被災後の事業継続や事業の再開がしやすくなり、経済的な立ち直りも早くなります。

施設の安全性が確認できなければ 身近な歩道等へ

- 耐震性が十分でない施設の場合、施設の安全性が確認されるまで、従業員は近くの歩道等へ一旦退避するようにしましょう。
- 施設や周辺の安全が確認されれば、屋内待機を継続し、安全でないと判断される場合は、近くの一時退避場所（公園、広場等）へ避難しましょう。
- 公共交通機関の運行再開が、翌日になることが見込まれる時は、一時滞在施設※へ移動しましょう。

対策の具体的な内容

屋内待機をスムーズに実行するために...

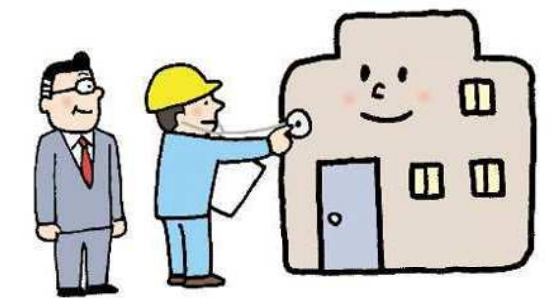
- 従業員が一斉帰宅抑制・屋内待機する手順等を定め周知しましょう。
- テナントビル管理者は、テナント間の役割分担等を予め取り決めましょう。
- 各テナントにおける備蓄内容、防災計画等の情報を共有し、発災時にビル全体で対応できるように備えましょう。

平常時からの施設の安全確保

- 施設内に従業員がとどまれるよう、オフィスの什器類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策等に努めましょう。
- 災害発生時の施設内の点検箇所を予め定め、施設の緊急点検のためのチェックシート等を作成しておきましょう。
- また、屋内待機に必要な 3 日分程度の食糧や物資等を備蓄しておきましょう。

利用者保護のための事前検討 (商業施設、集客施設など)

- 施設内に利用者の滞留が想定される施設では、その利用者の保護の可否について、下記の3つの観点から事前検討しておきましょう。
 - ①利用者保護のためのスペース確保
 - ②運営要員の確保
 - ③備蓄品の保管
- 事前検討によって、利用者保護ができないと判断した事業者は、発災時には施設内にいる利用者を一時退避場所（公園や広場等）へ案内・誘導する方策を検討しておきましょう。



※神戸市では行き場のない人が避難できるよう、一部の民間施設に一時滞在施設として開放してもらう協定を結んでいます。一時滞在施設開設時には、神戸市から情報発信を行います。今後も、市の施設や民間施設（ホテルやホール等）を中心に、一時滞在施設の拡充を図っていきます。